

給与規程 第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 umau.（以下「当法人」とする）の職員の給与について定めたものである。

2 前項以外の嘱託職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト等など就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、その者に適用する規程もしくは個別の契約等の定めによる。

(賃金の構成)

第 2 条 賃金の構成は次のとおりとする。

基本給

諸手当

通勤手当

時間外勤務割増手当

時間外手当 所定休日勤務割増手当

法定休日勤務割増手当

深夜勤務割増手当

(賃金形態)

第 3 条 賃金は、原則として、月給制とする。

2 但し、休職、休業、欠勤及び遅刻・早退などにより就業規則に定める所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、別に定めがある場合を除きその休業した時間に対応する賃金は支給しない。

(賃金締切日と支払日)

第 4 条 賃金は、毎月 1 日から月末に締切るものを計算し翌月 15 日（支払日が金融機関の非営業日のときはその前日）に支払う。

2 第 1 項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1) 職員の死亡による退職のとき

(2) その他やむを得ない事情があるところの法人が認めたとき

第 2 章 計 算 方 法

(賃金の計算方法)

第 5 条 所定労働時間の全部又は一部を休職、休業、休暇、欠勤及び遅刻・早退により労務の提供を行わなかった場合においては、次の算定式により賃金を支給する。但し、一賃金支払期間において出勤がない場合は、支給は行わない。

2 所定労働時間の一部を休業した場合（遅刻、早退、私用外出）においては、次の算定式により計算した額を当月の賃金分から減額する。

算定式：（時間給） × （休業時間）

(賃金の支払方法)

第 6 条 賃金は職員の指定した金融機関の本人名義の口座に振込む。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは支払いのとき控除する。但し、第 6 号以下については、職員等の過半数代表者との書面による控除協定に基づいて行うものとする。

- (1) 給与所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料（介護保険料も含む）
- (4) 厚生年金保険料
- (5) 雇用保険料
- (6) その他、この法人と職員等で協議のうえ、協定して定めた諸控除金
- (7) その他職員から徴収委託があり、当法人が認めたもの

第 3 章 賃金・手当

（基本給）

第 7 条 基本給は、各人の役割に応じ、各人に対する業務遂行能力向上と成果への期待、及び各人が従事している職務の遂行度を踏まえた上で、職責、職務遂行能力、経験、技能、勤怠（欠勤、遅刻、早退、途中外出）、規律保持、勤務成績、法人業績などの項目を勘案し、各人ごとに人事考課を行い、決定する。なお、金額については別途定める。

（算定期間）

第 8 条 本章にいう 1 か月とは、各賃金計算期間の初日を起算日とする暦による 1 か月、1 年とは、毎年 3 月 1 日から翌 2 月末日までの 1 年をいう。

（時間外労働に関する運用）

第 9 条 労働時間の全部又は一部を事業場外で業務に従事し、労働時間を算定し難い場合については、原則として、所定労働時間勤務したものとみなす。但し、部署長から、あらかじめ別段の指示がある場合はこの限りではない。

（交通機関による通勤手当の支給）

第 10 条 通勤手当は、電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する者に対して、この法人が認めた乗車券相当額の実費を支給する。

（賞与）

第 11 条 賞与は支給しない。

第 4 章 休業・休職等における賃金

（休職中の給与）

第 12 条 休職期間中は、無給とする。

（年次有給休暇・特別休暇）

第 13 条 職員が年次有給休暇又は特別休暇のうち有給である特別休暇を取得したときは 1 日あたりの賃金額を支給する。

（生理休暇）

第 14 条 職員が生理休暇を取得したときは、無給とする。

（産前産後休業）

第 15 条 職員が産前産後休業を取得したときは、無給とする。

（育児時間）

第 16 条 職員が育児時間を取得したときは、無給とする。

(母性健康管理の休暇)

第 17 条 母性健康管理のための休暇もしくは休憩等を取得したときは、無給とする。

(育児・介護休業)

第 18 条 育児・介護休業規程に基づき育児休業又は介護休業を取得したときは、無給とする。但し、休業開始日及び休業終了日の属する月の分として支払うべき日がある場合は、日割計算によって支給する。

2 育児・介護休業規程に基づき「子の看護休暇」「介護休暇」を取得したときは、無給とする。

3 短時間勤務により就労が免除された時間は、減額する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 31 日より施行する。

(別添) 基本給支給額について

第7条により支給する基本給は下記のとおりとする。
ただし、この基準は半年に一度見直すことができる。

時給 1,000円とする。
なお、上記には第10条に係る通勤費を含む。

(2021年〇月〇日制定・適用)